

「生活者」に必要な日本語：目標基準の開発に向けて

金田 智子(国立国語研究所)

1 なぜ、今「『生活者』に必要な日本語」か

1.1 日本における外国人の現状

現在、日本における外国人登録者数は208万4,919人(2006年12月末現在、法務省調べ)であり、これは総人口の約1.63%を占めている。そのうち、在留資格が「永住」である人は約4割、それに次ぐ「定住者」は12.9%、「日本人の配偶者等」が12.5%、「留学」6.2%、「家族滞在」4.4%、「研修」3.4%となっている(法務省入国管理局, 2007年)。日本に暮らす外国人の数が年々増え続ける中、永住者数はほとんど変わらず、「定住者」等非永住者は増えている。

非永住者が増えている要因には、1983年の「留学生10万人計画」、1990年の入管法¹及び外国人研修制度の改正、1993年の技能実習制度の創設など、公的制度の整備及び改革がある。特に、入管法や研修制度の改正により、就労目的の外国人が増えている。フィリピン等との間に結ばれた経済連携協定(EPA)により、介護福祉士や看護師の受け入れが始まれば、今後も、働く外国人が増えることは確実である。

また、数の増加とともに注目すべきことは、外国人の滞在の長期化と家族化である。例えば、外国人集住都市である静岡県浜松市の調査によると(浜松市企画部国際課, 2003, 2007)、同市に住む日系人(ブラジル等南米系外国人)のうち、40%余りが通算10年以上、日本に滞在している²。滞在が長期に及ぶに従い、当然、家族の呼び寄せや新たな家族形成が増え、彼らは地域や学校など、職場以外の様々な場でのコミュニケーションを必要とするようになっていく。日本社会は、彼らを労働力不足を埋める働き手としてだけでなく、地域社会に深く関わり、主体的に社会を構成する人として積極的に捉える必要性が高まっているのである。

1.2 「生活」に関する日本語教育の実際

外国人の受け入れに対する公的支援、特に日本語学習に関する支援について振り返ってみると、留学生に対しては、国立大学に留学生センターが設置され、日本語を学ぶ機会が保障された。また、ビジネス関係者や研修生に対する日本語教育など、目的別・対象別の日本語教育については、教育内容の研究も盛んに行われ、カリキュラムや教材が開発されるなど、環境整備は進んでいる。

こういった状況に対し、日系人については、「定住者」としての受け入れが可能となるような法改正がなされたにも関わらず、日本語学習の機会が公的に保障されることはなかった。その代わりに、日本語学習を希望する日系人に対しては、地域のボランティアや地方自治体が運営する日本語教室が学習機会を提供してきた。配偶者、研修生なども地域の日本語教室に日本語学習の機会を求め、そのニーズに、地域日本語教室は応えてきたのである。

とはいえ、在住外国人の「生活」を中心に据えた日本語教育の環境整備は十分であったと

¹ 日系3世まで(未成年未婚者被扶養者は4世まで)が就労に関する制限のない「定住者」という在留資格が認められるようになった。

² 浜松市が2002年に行った調査によれば、通算滞日期間が「10年以上」である人は全回答者のうち、約41.3%である。2006年の調査では、選択肢が異なっており、「10年以上」で区切ることができないが、「9-11年」以上を積算すると約41.1%となる。

は言えない。生活に密着した、買い物、交通機関の利用、医療機関の利用などを取り上げる教科書は数多くあるが、地域社会での近隣の人々との主体的な関わりに注目した市販教材は、管見の限りでは存在しない。これまで、地域での生活を快適なものにするために周囲の人とともに社会を作る「社会の一員」として在住外国人を見つめ、その観点から市販教材を開発するという動きにまでは至らなかったのである。

1.3 『生活者』としての外国人という言葉

2006年12月に経済財政諮問会議が提出した『生活者としての外国人』に関する総合的対応策』以後、「生活者」を巡る様々な動きがあった。2007年1月の「文化庁日本語教育大会」では、「生活者として必要な日本語の習得が課題」とされ、「生活のための日本語教育の方法について考える」をテーマにシンポジウムが行われ、同年3月の日本語教育学会公開シンポジウム「移動労働者とその家族のための言語政策と日本語教育」では、「生活者のための日本語教育」が議論されている。さらに、同年10月の日本語教育学会秋季大会でも『生活者としての外国人』と日本語教育』が特別シンポジウムとして設けられた。並行して、2007年度から文化庁委嘱事業『生活者としての外国人』のための日本語教育事業』が開始され、現在、全国各地で数多くの事業が展開されている。「生活者」という言葉は急速に日本語教育関係者の間に広まり、それを冠した調査研究、教育実践が行われているのである。

しかし、この一連の動きの中で、「生活者」とは何かが明確に定義されたことはない。生活者は消費者、納税者、低賃金労働者などその時々で意味合いが異なるが、日本語教育の文脈で「生活者」が何を表しているのかは不明である。

『生活者としての外国人』に関する総合的対応策』を読む限り、「生活者としての外国人」に注目することになったきっかけは、以前から存在していたビジネス関係者や高度な専門性を持った外国人などではない。発端は、「日系人を中心に、日本に定住する傾向が強まる」こと、「不安定な雇用等の労働環境から、生活が十分に安定しているとは言い難い状況」であり、「不就学や日本語学習が困難等の外国人の子どもの教育の問題は、その子どもの将来を考えた場合に大きな問題となる」ことである（経済財政諮問会議、2006、p.1）。つまり、「生活者」とは、日本に長く住みながらも、安定した生活を送っているとは言えず、それが子どもにも影響を与えている人々なのである。そういう問題を抱えている在住外国人を焦点に、その問題を解決することが「生活者」をより豊かな「生活者」に、または「生活者」という言葉を使わず、単なる「外国人」と呼べるようにすることが、この「生活者としての外国人」のための日本語教育では目指されているのかもしれない。「生活者」という言葉を何気なく使うことにより、在住外国人の中に新たな階層を作り出すおそれがあるということに、注意する必要がある。

2 「日本語教育の基準」は必要か

2.1 「基準」とは誰のために、どうあるべきなのか

「基準」の存在意義は、学習者の視点に立てば、(1) 学習者自身が学習計画を立て、学習の途上で、自身の習得状況や課題を確認するための拠り所、(2) 学習を支援する側が、学習の様々な過程で、学習者の現状を把握・確認し、必要に応じた支援をする拠り所、(3) 第三者に学習者の日本語能力を説明するときの拠り所、の三点である。

これまでの公的言語能力試験は、これらの意義を果たす基準には少し遠い存在である。従来の試験は、学習者の能力や課題を知るための情報を十分には与えてくれず、振り分けや選別を

するものとなっている場合が多い。また、試験の出題基準は、「単語 1000 語程度」といった、意味のわかりにくい事柄である。抽象的な基準は、学習の計画には役立ちにくく、第三者にとっても理解しがたい。学習者にわかりやすいということと同じぐらい、第三者にわかりやすいということは大切である。第三者にもわかりやすい基準を持つことにより、一般の日本人の在住外国人に対する理解は深まり、在住外国人の社会参加も広がるのではないだろうか。

「基準」作成の歴史を振り返ると、1990 年代以降、世界各地で日本語教育の「基準」と呼ばれるものが数多く生まれている。例えば、オーストラリアの「Australian Language Level Guideline (ALL ガイドライン)」、アメリカの「Standards for Japanese Language Learning」、中国の「全日制義務教育日語課程標準 (実験稿)」などで、これらはそれぞれの国で強い影響力を持っている。

では、日本国内で開発された基準はあるだろうか。日本国内の場合、各日本語教育機関のカリキュラムに強い拘束力を持つような基準はない。日本語能力試験の出題基準をもとに、受験対策をする場合や、カリキュラムを開発したりする場合はあるだろうが、それは、各教育機関がそれぞれの理由で、自主的にその基準に従っているだけである。日本語能力試験については、現在、Can-do statements 作りが進んではいるが、現行の出題基準を見ても、各級がどのような能力を表しているのかはわかりにくい。学習段階の目安にはしにくい基準なのである。

基準は本来、学習者のためのものである。学習者が自分の日本語学習の目的、長期的目標や短期的目標、自分の学習スタイルなどを考慮しながら、教室以外の場でも学習ができ、学習の計画がたてやすく、また、学習の進捗状況を自身で確かめることができるシステム作り、教材作り、基準作りが必要である。そのためには、目的や観点により、複数の基準があることが望ましいと考える。基準が複数あることにより、様々なニーズや学習スタイルに応えることが可能である。ただし、それぞれの基準が、言葉の力をどう捉え、何を柱に構成されているのか、相互にどういう関係を持っているかをわかりやすく明示する必要がある。

そして、その基準の一つを作るべく、現在、国立国語研究所日本語教育基盤情報センターでは、「生活に必要な日本語」をキーワードとして「日本語教育における学習項目一覧と段階的目標基準の開発」という研究プロジェクトを進めている。このプロジェクトでは、国内外の定住型外国人に対する自国語教育の内容や方法を調べ、日本国内の外国人と日本人に対し、日本語の使用実態調査とニーズ調査を行う。その結果を元に、外国人が「生活」をするために必要な言葉の能力を探り、学習項目を一覧化・段階化する計画である。

2.2 海外における日本語教育の基準

国際交流基金は、現在、「日本語教育スタンダード (仮称)」の構築を行っている。日本語教育が世界的に拡大している中、「スタンダードと『評価基準』との連関システムが、実は日本語教育においては未だ不在である」という課題認識の下、この両者を包括的に構築していくことにより、日本語をより学びやすくし、国際相互理解の促進をすることが目指されている(岡, 2007, p.18)。このスタンダードについて、国際交流基金は以下のように述べている。

(略) 本「スタンダード」は、国際交流基金の日本語学習・教育の理念や政策、目的を枠組みとして提示し、シラバスやカリキュラムの作成、教材・教授法の開発、能力評価などの具体的な教授活動の指針にしようと考えられたものである。「スタンダード」とはいつても、決して規範性や拘束力の強いものではない。(中略) この「スタンダード」は世界の動静や変化に応じて検証し、その成

果を常に反映していくべきものである。(国際交流基金, 2007, p.133. 下線は筆者.)

この部分を読む限りでは, 国際交流基金が目指すスタンダードは教授活動の指針となるものであり, 規範性・拘束力は強くはなく, 可変的である。「相互理解のための日本語」がスタンダードの基本理念であり, それを支えている三つの理念(1)日本語は日本人だけのものではなく, 「国籍や民族を超えた日本語使用者」のものである, (2)「相互理解のための日本語」は特定の課題を共同で遂行しようとする共同行為である, (3)複合的視野, 自文化への視点, 人間的豊かさを獲得する, があり, 相互理解のための日本語を達成するためには, 課題遂行能力と異文化理解能力が必要だと考えられている(国際交流基金, 2007, pp.152-153).

この能力を明らかにするために, 「海外で必要とされる課題遂行能力の調査」と「課題を遂行するのに必要な言語構造の調査」が必要だと述べられている。また, 同時に評価方法の開発も必要であるため, パフォーマンス評価, ポートフォリオ評価(自己評価, 学習履歴, 資格, 異文化体験)などの可能性についても検討されている(国際交流基金, 2007, p.167).

すでに, 海外においてスタンダードを用いた日本語教育プログラムの試行を始めたとも聞くが, 「海外で必要とされる課題遂行能力」をどうスタンダード化し, それを教育活動としてどう具体化しているのか, 評価方法とのつながりはどうなのかはまだ明らかにされていないため, 内容について言及することはできない。しかし, 規範性・拘束力を持たずに, あくまでも「学びやすくするために」という目的が達成できることを期待したい。とはいえ, 規範性や拘束力を持つ意図がなくても, 基準という名のついたものは, 規範性・拘束力から無縁ではいられない。特に, 言語構造調査をスタンダードに反映させ, 同時に, 試験との結びつきを持たせるのだとすれば, それが規範性をもたらすおそれがあること, そして, 海外の日本語教育の現場において, 基準に対する警戒感があることと同じぐらい, こういった「基準」に対する期待, 「言葉」に対する規範意識が強い場合もあるということについても十分に認識しておく必要があるのではないだろうか。

この点は, 当研究所が行う調査研究に対する自戒の意味も込めている。何を言葉の能力と捉え, 何を目指すのかという, 「コミュニケーション能力観」「言語能力観」を明らかにした上で, 学習項目一覧や基準を作っていくのはもちろん, 一覧・基準を規範ではないものとして活用してもらえよう, 理解促進のための活動が必要である。同時に, いくつもの基準が存在したときに, その利用者にとってそれぞれの関係や位置付けがわかりやすいものとなるよう, 基準の開発者間の協力も必須である。

3 「生活のための日本語教育」の目標基準を開発するために

3.1 移民等に対するオランダ語教育の実際：市民統合テスト

「生活のための日本語教育」を検討するために, 日本を含む数か国について, 定住型外国人向けの自国語教育の内容等を調べた。本稿では, オランダの市民統合テストの例を紹介する³。

オランダは, 移民受け入れの歴史が長く, 外国生まれが人口の約10分の1という国である。移民に対し, 長年寛容な政策を採ってきたが, 1990年代からは, 移民全体の社会・経済的地位の向上が期待されるようになり, 社会的地位の向上のためには, オランダ語が必要であるという意識が高まった。特に, 1998年に移民統合法が制定されて以後は, 市民統合プログラムの受講義務が発生し, その後, 市民統合テストも開発された。本稿では, 市民統合テストのシラバ

³ 市民統合テストの概要については, 金田(2008)を参照のこと。

スとテスト方法の特徴について述べる。

市民統合テストは、永住権申請の要件となっており、「オランダ語」と「オランダ社会に関する知識」とで構成されている。ここでは、「オランダ語」の試験内容と方法について触れる。

この試験は、2007年から始まったばかりであり、試験の内容は、「統合の最終目標」(Ministry of Justice, 2006)に基づいている。オランダ語の目標は「必要不可欠な生活場面におけるオランダ語」であり、これは「オランダ社会に定着しようとする外国人が実生活の場面において、適切に対応できる語学力」である。表1のような領域・場面で構成されている。

[表1: 必要不可欠な生活場面におけるオランダ語]の領域・場面]

領域・場面数	場 面
市民生活 全 10 場面	市役所等 (個人情報変更の届け出, 書類申請や各種手続き, 警察への届け出), 支払い (銀行), 保険, 住居 (住居を借りる, 公共料金・電話, ゴミ・環境), 教育, 隣人関係
子育て<育児, 健康, 教育> 全 11 場面	乳幼児健診センター, プレイルーム, 小学校へ, 小学校との連絡, 安全, 読書と遊び, 自由時間, 中等教育へ, 将来についての話, 家庭医, 歯科医
就労分野 (一般) 全 9 場面	職探し (仕事を探す, 求人応募, 労働契約についての会話), 職場で (労働条件についての会話, 人事考課面談, 病欠及び復帰の連絡, 仕事の打ち合わせ/チームミーティング, 同僚との話し合い, 同僚との会話)
就労分野 (職種別) 3 種, 各 5 場面	技術系 (顧客とのコンタクト, 報告する, 労働安全衛生規則への対処, 苦情への対応, 作業指示の理解), 商業及びサービス業系 (顧客とのコンタクト, 報告する, 労働安全衛生規則への対処, 苦情への対応, 作業指示の理解), 保健医療及び福祉系 (利用者との接触, 報告する, 労働安全衛生規則への対処, 苦情への対応, 作業指示の理解)

Ministry of Justice (2006) より作成

[表2: 必要不可欠な生活場面「歯科医」において求められる行動例<一部>]

<p>テーマ:</p> <p>○適切な食事 ○新しい予約を入れる ○歯磨き ○甘いものを賢く食べる ○子どもの歯のケア</p>
<p>全般的目標:</p> <p>受験者は歯の手入れについて歯科医とあらたまった会話をする事ができる。</p>
<p>不可欠な行動</p> <p>CH1: 歯医者に行く準備をする</p> <p>○目標:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 受験者は歯科医からの呼出状を読むことができる。 2. 受験者は予約カードを読むことができる。 3. 受験者は待合室の掲示板にある簡単な情報を読むことができる。 4. 受験者は歯の手入れに関する (視覚的素材を含む) パンフレットを読み, 理解することができる。 5. 受験者は歯磨きに関する指示書を読み, 理解することができる。 6. 受験者は予約を入れるために歯医者電話番号を調べることができる。 7. 受験者は新規の予約を入れることができる。 <p>○場所: 自宅, 歯科医の待合室</p> <p>○ロールプレイ参加者: 受験者, 歯科助手及び歯科医</p> <p>○技能: 読解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二次技能: 指向的に読む; 情報を得るために読む; 指示を読む <p>○技能: 会話</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二次技能: 情報交換をする ・言語活動: 情報を求める・提供する, 質問をする <p>CH2: 歯医者と話をする (以下, 略)</p>

Ministry of Justice (2006), 原文はオランダ語

この全 45 場面に、必要不可欠な行動 (CH) が 1~3 つ具体的に設定されている (表 2)。このシラバスの特徴は、必要不可欠な生活場面において求められる行動と、詳細な行動目標が記載されていることである。そして、二次技能及び言語活動に書かれているのは、言葉の機能に関わることであり、言語構造に関することは一切記載されていない。CEFR 基準 (ヨーロッパ共通言語教育参照枠) では A2 レベルとなっている⁴。

また、このテストでは、パフォーマンス型テストのほかに、実際の生活の中でオランダ語を使用したことを証明するものを集めて提出するというポートフォリオ形式のテストも導入されている。例えば、自動車の保険に入るために、保険会社の人とやりとりをしたなら、そのことについて、相手の保険会社社員に証明書を記載してもらうのである。

以上から判断できるのは、この市民統合テストでは、「こういう場面ではこのように言う」というようなモデル会話的なやりとりは期待してはいないということである。課題が達成されることが重視され、言葉の正確さはあまり問題になっていないようである。また、他の人の力を借りて課題を遂行するということも評価の対象となっており、言葉の正確さをどこまで追求するかは当事者である学習者本人や教師らに任されているということだろう。

3.2 オランダの自国語教育政策から学ぶこと

オランダにおける移民等に対するオランダ語教育について、基準という点を中心に検討すると、以下のような特徴が浮かび上がる。

(1) 言語能力をゆるやかに捉えていること

先述したように、ポートフォリオ形式のテストでは、学習者は実生活の中で、オランダ語を使用した証拠を提出する。その証拠として使われるものの中には、学習者がやりとりをした一般オランダ人が証明したものも含まれる。一般オランダ人は、評価のトレーニングを受けているわけでも、採点基準を渡されているわけでもない。行うのは、やりとりが成立したということを書類に記すことだけである。ごく普通のオランダ人であれば、評価は直感的であり、揺れも大きいであろう。しかし、そういった振幅の大きい、あいまいとも取れる評価に基づく証明でも構わない、たしかにオランダ語能力の証明である、と市民統合テストの開発者は捉えているのだと思われる。

(2) テストによって実生活でのやりとりを促進していること

同じくポートフォリオ形式のテストによって、学習者は実生活でオランダ語を使うこと、つまりオランダ社会で交流することが求められる。このテストにより、交流が促進され、市民統合という目的が果たされると同時に、オランダ語能力の伸長に貢献することが期待できる。

(3) 市民統合テストに受かるための手段が保障されていること

1998 年の新移民統合法により、市民統合プログラムの受講は義務付けられていた。2007 年からの市民統合テストの実施により、受講は義務から奨励へと変わったが、それでもほとんどの場合、実費程度でプログラムに参加し、オランダ語の学習ができる。排除のためのテストではなく、永住権を取得し、次の段階に進むためのテスト、そのためのプログラムという構造になっている。

⁴ A2 とは、「ごく基本的な個人的情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単に日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応ずることができる。自分の背景や身の回りの状況や、直接的な必要性のある領域の事柄を簡単な言葉で説明できる。」(吉島・大橋, 2004, p. 25) というレベルである。

(4) 基準となるものが段階的に設けられていること

本稿で紹介した市民統合テストとは別に、オランダにはオランダで生きていこうとする外国人向けのテストが複数ある⁵。それらは、居住資格、就業資格、教育を受けるための資格、オランダ語能力との関連で、段階的になっている。その結果、在住外国人がその社会でどう生きていこうとするのか、そのためにいつまでにどの基準を達成していくか、という人生の見通しを立てやすくなっている。

以上、オランダの例から、その特徴を抽出してみた。オランダと日本とでは、移民等外国人の受け入れの歴史的背景や地理的環境、価値観、教育制度などが大きく異なるため、オランダの例をそのまま、日本における「生活のための日本語」に応用することはできない。しかし、ここに挙げた特徴はいずれも、今後、日本語能力や評価方法、基準の位置付けを考える上で、参考になるものである。とはいえ、オランダの市民統合テストは始まったばかりで、その課題などはこれから明らかになるところである。新たに見出される課題も視野に入れつつ、「基準」のあり方を検討していきたい。

参考文献

- 岡真理子 (2007) 「基調報告 日本語教育スタンダード構築のための国際ラウンドテーブル 第1回開催趣旨」『平成 17 (2005) 年度日本語教育スタンダードの構築をめざす国際ラウンドテーブル会議録』国際交流基金日本語事業部
- 金田智子 (2008) 「オランダにおける移民等に対する自国語教育の内容について」『国立国語研究所内部報告書 平成 19 年度成果普及セミナー報告書「生活者にとって必要な『ことば』を考える』国立国語研究所日本語教育基盤情報センター
- 経済財政諮問会議 (2006) 『「生活者としての外国人」に関する総合的対応策』
- 国際交流基金日本語事業部 (2007) 『平成 17 (2005) 年度日本語教育スタンダードの構築をめざす国際ラウンドテーブル会議録』
- 浜松市企画部国際課 (2003) 『浜松市におけるブラジル人市民の生活・就労実態調査』
- 浜松市企画部国際課 (2007) 『浜松市における南米系外国人の生活・就労実態調査』
- 法務省入国管理局 (2007) 『平成 18 年末現在における外国人登録者統計について』
- 吉島茂・大橋理枝他訳・編 (2004) 『外国語教育Ⅱ－外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠－』朝日出版社。
- Ministry of Justice (2006) *Eindtermen inburgering*.

⁵ 金田 (2008) を参照。